

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要領

平成25年5月2日25福福発第10239号部長決定

(目的)

第1条 この要領は、大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成25年3月29日24福福発第12070号区長決定。以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者（以下「事業者等」という。）に対する指導検査を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(指導検査基準)

第2条 要綱第3条第2項に規定する検査基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定共同生活援助(外部サービス利用型)(別表第1)
- (2) 指定共同生活援助(別表第2)
- (3) 指定障害者支援施設等(別表第3)
- (4) 指定地域移行支援(別表第4)
- (5) 指定地域定着支援(別表第5)
- (6) 指定計画相談支援(別表第6)
- (7) 指定居宅介護(別表第7)
- (8) 指定重度訪問介護(別表第8)
- (9) 指定同行援護(別表第9)
- (10) 会計編(別表第10)

2 事業者等に対する指導検査は、実施している事業の種類に応じて前項(1)から(9)に掲げた検査基準の項目に基づき実施する。また、会計に関する指導検査は、各事業共通で前項(10)に掲げた検査基準に基づき実施する。なお、前項(3)については、生活介護、就労移行支援、又は就労継続支援を実施する事業者等に適用する。

3 指導検査の指導形態は、検査基準に定める「評価区分」に照らし、文書指摘、口頭指導、助言指導とする。

(実地検査指導事項票)

第3条 要綱第4条第1項第2号において指導検査終了後、指導担当職員は、担当職員相互で調整を行った上で、施設長等に対して、実地検査指導事項票（以下「事項票」という。）を用いて検査結果を講評し、改善の必要な事項とその解決方法を口頭で指示する。

2 規定する事項票は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同生活援助(別記第1号様式)
- (2) 施設・事業所(別記第2号様式)
- (3) 地域移行・地域定着・計画相談(別記第3号様式)
- (4) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護(別記第4号様式)
- (5) 会計(別記第5号様式)

(改善報告書)

第4条 要綱第4条第1項第4号に規定する一般指導検査等の結果で文書指摘となった場合の改善報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(指定障害者支援施設等調査書)

第5条 要綱第4条第1項第6号に規定する指定障害者支援施設等調査書は別記第3号様式のとおりとする。

2 調査書は毎会計年度終了後3月以内に、事業所等に対し、提出を求める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。